

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル募集要項

「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）は、地域の一般廃棄物の処理に関し、環境に配慮したまちづくりを目指しながら発展し続けるという本市の特性を見極めたうえで、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出の抑制のための方策に関する事項、分別収集の種類及び区分、廃棄物の適正な処理及び事業者等に関する基本的事項、廃棄物の処理施設の整備に関する事項を定める新たな計画の策定を目的とするものです。

つきましては、契約候補者の選定にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案書等を募集し、この提案を一定の基準で審査し契約候補者等を選定する公募型プロポーザル方式を実施します。

1 業務の概要

項目	内 容
業務名称	吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務
業務内容	吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
履行期間	契約の締結日から令和4年（2022年）3月31日（木）まで
予算限度額 委託料上限	金8,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 上記金額を超える提案は失格とします。
契約保証金	契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。
支払方法	業務完了後、一括で支払うものとします。

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「提案事業者」という。）は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 本市の令和3年度競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。
- (3) 募集開始日から契約締結日までの間において、本市から指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 募集開始日から契約締結日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は

再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(6) 大阪府内又は隣接府県内に本社又は支店等を有する者であること。

(7) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

(8) 提案事業者は、契約候補者決定までの間に、(1)～(7)までに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

3 スケジュール概要

項番	手続き等	期限等
1	募集要項等の公表 (募集開始)	令和3年4月7日(水) ※吹田市ホームページで公表
2	募集要項等の配布	令和3年4月7日(水)から 令和3年4月21日(水)まで
3	参加表明書等の受付	令和3年4月7日(水)から 令和3年4月21日(水)17時30分まで(必着)
4	質疑書の提出	令和3年4月7日(水)から 令和3年4月14日(水)17時30分まで(必着)
5	質疑書の回答	令和3年4月19日(月) ※吹田市ホームページで公表
6	第1次審査(書面審査)	令和3年4月28日(水)
7	第1次審査(書面審査)結果通知	令和3年4月30日(金) ※電子メール及び郵送にて通知
8	提案書類の提出	令和3年5月7日(金)から 令和3年5月19日(水)17時30分まで(必着)
9	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和3年5月25日(火)【予定】 ※詳細は別途通知
10	第2次審査結果通知	令和3年5月27日(木)【予定】 ※電子メール及び郵送にて通知
11	契約内容の調整、仕様書の確定	令和3年5月27日(木)【予定】
12	契約書の締結	令和3年5月28日(金)【予定】

※上記に記載する日時等に変更が生じた場合、提案事業者に改めて通知します。

4 提案募集の概要

(1) 提案募集の名称

吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務

(2) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が予算限度額の上限を超えないものについて、提出された提案書、見積書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいて、評価を行います。

(3) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 提案募集事務局

吹田市 環境部 環境政策室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟2階

TEL06-6384-1702（直通）

担当者：倉本、大澤

メールアドレス： k_genryo@city.suita.osaka.jp

(4) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和3年4月7日（水）から令和3年4月21日（水）まで

イ 配布方法

募集要項等は、吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ（「トップページ」→「事業者」→「契約・入札」
→「プロポーザル案件情報」）からダウンロードして使用すること。

ウ 配布資料

- (ア) 本業務公募型プロポーザル方式募集要項
- (イ) 本業務仕様書
- (ウ) 本業務公募型プロポーザル方式審査基準
- (エ) 本業務関係様式等

(5) 参加表明書及び第1次審査に係る提出書類

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2）

必要添付書類：パンフレット等

(ウ) 業務実施体制調書（様式3）

必要添付書類：資格がわかるものの写し

本業務に係る配置予定の技術者の業務実績等について記載してください。なお、
照査技術者を配置する場合は、管理技術者及び担当技術者と照査技術者の兼任は
認められません。また、管理技術者と担当技術者を合わせて少なくとも2人以上
を配置することとします。

(エ) 同種・類似業務実績書（様式4）

必要添付書類：契約書の写し

同種業務：一般廃棄物処理基本計画の策定又は改定の支援業務

類似業務：総合計画・環境基本計画・地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定又は改定の支援業務

※ 業務実施体制調書に記載した同種・類似実績については必ず記載のこと

イ 提出期間

令和3年4月7日（水）から令和3年4月21日（水）17時30分まで（必着）

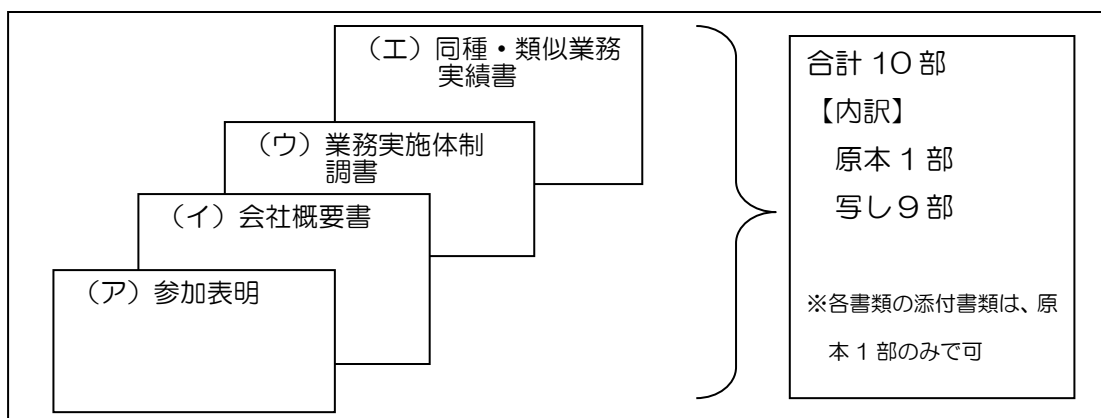
ウ 提出場所

提案募集事務局 (3) イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本1部とその写し9部を作成し、左綴じでホッチキス止めをして提出してください。

(下図の順番で、左綴じホッチキス止めをしてください。)



オ 提出方法

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝・休日を除く9時00分から17時30分まで

(イ) 郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。(提出期限必着)

カ 参加資格がないと判断した場合は、令和3年4月30日(金)に電子メールにより通知し、同日付で通知書を送付します。なお、参加資格を有する場合は、第1次審査を行い、上位4者を選定し、結果通知を同日付で同様に送付します。

(6) 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

質疑書(様式5)

イ 提出期間

令和3年4月7日(水)から令和3年4月14日(水)17時30分まで(必着)

ウ 提出場所

提案募集事務局 (3) イ参照

エ 提出方法

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝・休日を除く9時00分から17時30分まで

(イ) 電子メールの場合

件名は「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務に関する質問(事業者名)」としてください。

オ 最終質問回答日

令和3年4月19日(月)

吹田市環境部環境政策室ホームページに回答を掲載します。

(7) 第2次審査に係る提出書類

第2次審査の対象者に選定された者は、本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類

- (ア) 提案書【表紙】（様式6）
- (イ) 工程計画表（様式7）
- (ウ) 企画書（様式自由）※A4判8ページ以内
- (エ) 見積書（様式8）及び内訳書（様式自由）

見積金額を記載してください。内訳書については、見積金額がわかるように記載してください。なお、予定金額を超える見積金額を提出した場合は失格とします。

イ 提出期間

令和3年5月7日（金）から令和3年5月19日（水）17時30分まで（必着）

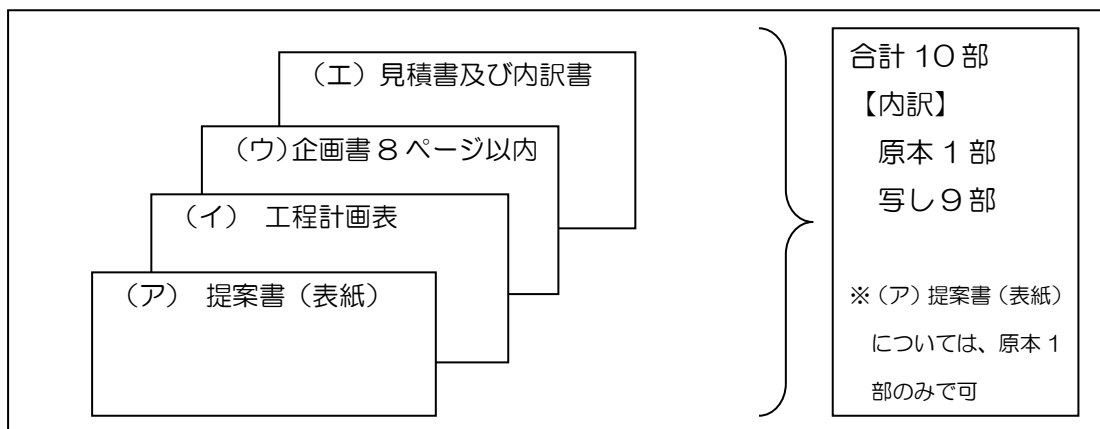
ウ 提出場所

提案募集事務局 （3）イ参照

エ 提出部数

提出書類は、原本1部とその写し9部を作成し、左綴じでホッチキス止めをして提出してください。

（下図の順番で、左綴じホッチキス止めをしてください。）



オ 提出方法

持参してください。

土曜日、日曜日、祝・休日を除く9時00分から17時30分まで

カ 提案書等（様式自由）に関する留意事項

- (ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載してください。
- (イ) (7) ア(イ) から(エ) における記載事項は、本業務公募型プロポーザル方式審査基準に留意して記載してください。
- (ウ) (7) ア(ウ) は、8ページ以内とします。
- (エ) 用紙の規格はA4判縦長、両面印刷で、横書きとします。イメージ図、表などを入れてもよいこととします。なお、A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込みとします。A3判を使用する場合は、A4判2ページ分と換算します。

- (オ) 文字サイズは、12ポイント以上とします。
 - (カ) 左綴じで2か所ホッチキス止めとします。
 - (キ) 提出書類への鉛筆書きによる記載及び見積金額範囲外の提案は認めません。
 - (ク) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。
 - (ケ) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。
 - (コ) 提出された書類は一切返却しません。
- (8) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
- 提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。
- ア 実施予定日
令和3年5月25日（火） ※詳細は別途通知
 - イ 時間配分
各事業者30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）
 - ウ その他
 - (ア) 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。
 - (イ) パワーポイントの利用は可とします。
 - (ウ) パソコン、プロジェクター等の機器については、貴社で用意をお願いします。
USBメモリー等にパワーポイントのファイルを保存したものをお持ちください。
 - (エ) プレゼンテーションの出席は3名までとします。
 - (オ) 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。
 - (カ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。
- (9) 提案の無効に関する事項
- 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。
- ア 契約候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき。
 - イ 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
 - ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
 - エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案したとき。
 - オ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。
 - カ 書類の提出日から契約の締結日までの間、参加資格要件が備わっていないことを認めた場合。
 - キ 提案事業者が、事業者募集開始日以降に、担当部局及び委員に直接間接を問わず故意に接触を求めた場合。
 - ク 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
 - ケ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。
 - コ 他の提案事業者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合。

サ 契約候補者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して提案の内容を意図的に開示した場合。

(10) 辞退について

辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式9）に記載し、事前に電話連絡をしたうえで事務局へ持参し、提出してください。

5 審査及び結果通知

「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定支援業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「委員会」という。）において、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行います。審査項目、審査基準及び配点表は別紙のとおりです。委員会において、委員それぞれが評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とし、次に1位と順位付けした委員数が多い者を契約候補次点者として選定します。なお、応募が1事業者であっても審査し、適否を判断します。

(1) 審査の方法及び留意事項

ア 委員会において、提案された業務実施体制調書等について、書面審査による第1次審査を行い、委員の合計点数の総計において、原則上位4者までを第2次審査の対象者として選定します。第2次審査の対象者の最低点数が複数者いる場合は、実施体制及び企業・管理技術者・配置担当技術者の同種・類似実績の合計点数が高い者を選定します。その場合であっても、同点数が複数者いる場合は、その者を第2次審査の対象とします。

イ 第2次審査は、委員会において、提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、それを受けて委員は評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とし、次に1位と順位付けした委員数が多い者を契約候補次点者とします。

ウ 上記イにより最優秀提案事業者を決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各選定委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、委員による合議又は多数決により決定します。

エ 上記イ及びウにより契約候補次点者を決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、委員による合議又は多数決により決定します。

オ 第1次審査、第2次審査ともに、各委員の評価点数の平均点が6割に満たない場合は失格とします。

カ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けません。

キ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル方式審査基準のとおりです。

提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがあります。

(2) 第1次審査（書面審査）結果通知

審査の結果は、令和3年4月30日（金）に電子メールにより通知し、後日書面によ

る通知も行います。

(3) 第2次審査の結果通知

審査の結果として、最優秀提案事業者には、「選定通知書」、契約候補次点者には「次点者通知書」、非選定者には「非選定通知書」により、その旨を通知します。

令和3年5月27日（木）に電子メールにより通知し、後日書面による通知も行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。

(4) 結果通知に対する質問方法

契約候補者として選定されなかった参加者は、その理由について電子メールでの通知日の翌日から起算して7日以内に本市に対して説明を求めることができます。

質問様式は問いません。回答については個別に連絡します。

6 委託事業者の決定

5により最優秀提案事業者に選定した事業者を、当該業務における随意契約候補事業者として随意交渉を行います。ただし、最優秀提案事業者と選定した事業者との契約が不調となった場合は、契約候補次点者と契約の随意交渉を行い、委託事業者を決定します。

7 契約について

(1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最優秀提案事業者と選定した事業者と、本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定していますが、協議調整のうえ決定します。

(2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、契約候補次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

(3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第115条の規定に該当する場合は、免除することがあります。

8 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

(1) 提案事業者が1者の場合も審査・選定を行いますが、品質確保の観点から最低基準点を第1次審査、第2次審査とも、6割と設定し、各委員の評価点数の平均点が最低基準点に満たない場合は採択せず、再度、公募を行います。

(2) 提案事業者がない場合、再度、公募を行います。

9 その他

(1) 提案事業者は、本業務公募型プロポーザル方式募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の提案事業者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる提案事業者としての態度を保持してください。

(2) 提案事業者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル方式募集要項

等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

- (3) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案事業者の負担とします。
- (4) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。
- (6) 提出書類の著作権は、提案事業者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。